

茨城県在宅医療就労支度金補助事業実施要項

1 目的

本事業は、茨城県における在宅医療体制の整備等を図るため、県内の在宅医療実施医療機関に就労し在宅医療を実施する医師に対し、就労支度金を補助することで、在宅医療に積極的に取り組み、地域の中心となって在宅医療を推進する医師を確保することを目的とする。

2 補助金の交付対象者等

補助金の交付の対象となるものは、次の（１）及び（２）に掲げる要件を満たす医師とする。

（１）次のいずれかの県内医療機関に勤務すること

- ア 令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に、新たに開設された医療機関
- イ 申請者を雇用することにより、令和６年４月１日以降、訪問診療を開始又は訪問診療実施回数を増加する医療機関
- ウ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の施設基準に係る届出を行っていたが、医師不在・減少により、「施設基準に係る辞退届」を提出した医療機関において、申請者を雇用することにより、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に、再度、施設基準の届出を行う医療機関

（２）次のいずれにも該当する勤務状況であること

- ア 上記医療機関において、令和６年４月１日以降就労し、週４日以上かつ週３２時間以上勤務していること。ただし、研究日として大学等で研究や勤務を行う日を除く。
- イ 診療報酬上の在宅患者訪問診療料の算定に必要な診療を月２日以上かつ１２か月以上にわたり行うこと。

3 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、令和６年３月７日に施行し、令和５年４月１日から適用する。

この要項は、令和６年９月２日に施行し、令和６年４月１日から適用する。